

○清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱

昭和54年1月12日

告示第41号

(趣旨)

**第1条** この告示は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第119条第1項、第132条第1項、第133条及び第232条の規定により、県が発注する清掃業務、警備保障業務、ねずみ昆虫等防除業務及び庁舎・職員宿舍修繕管理業務（以下「清掃業務等」という。）の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらを「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、指名競争入札の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。

(競争入札参加資格者)

**第2条** 知事は、競争入札参加資格者名簿（別記様式第1号。以下「名簿」という。）に登録された者（以下「登録業者」という。）を競争入札参加資格者とするものとする。

2 知事は、清掃業務等ごとに、名簿を作成し、及び公表するものとする。

(審査の申請)

**第3条** 前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書
- (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない旨の証明書（個人の場合に限る。）
- (3) 清掃業務及びねずみ昆虫等防除業務の登録にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項の登録を受けていることを証する書面の写し
- (4) 警備保障業務の登録にあつては、警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく認定等（同法第4条の認定、同法第9条に規定する営業所の届出等（該当する場合に限る。）及び同法第40条に規定する機械警備業務の届出（該当する場合に限る。）をいう。以下同じ。）を受けていることを証する書面の写し
- (5) 庁舎・職員宿舍修繕管理業務の登録にあつては、申請者の宮崎県内の本店、支店又は営業

所に従事する職員が建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士若しくは同条第3項に規定する二級建築士であること又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条に規定する建築施工管理の技術検定に合格したことを証する書面の写し

- (6) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面
- (7) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）及び特別法人事業税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面
- (8) 労働保険料に滞納がないことを証する書面
- (9) 営業上の登録等一覧表（別記様式第3号）及びそれを証する書面の写し（第3号から第5号までに掲げるものを除く。）
- (10) 営業所等一覧表（別記様式第4号）
- (11) 経営規模等総括表（別記様式第5号）
- (12) 決算年度別契約実績一覧表（別記様式第6号）及び契約実績に係る契約書の写し
- (13) 最近2年間（現に登録業者で、当該登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするものについては、最近1年間）の財務諸表
- (14) 最近2年間の所得税確定申告書の写し（個人の場合に限る。）
- (15) 職員及び業務用機械器具等一覧表（別記様式第7号）及び社会保険加入を証する書面
- (16) 有資格職員名簿（別記様式第8号）及びそれを証する書面の写し
- (17) 中小企業協同組合にあつては、名称、代表者名、住所及び電話番号を明示した組合員名簿
- (18) 中小企業協同組合のうち官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、それを証する書面の写し
- (19) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者の雇用状況調査票（別記様式第9号）
- (20) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 9001又は I S O 14001の認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- (21) 清掃業務及びねずみ昆虫等防除業務の登録にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第25条第3号又は第29条第4号に規定する研修に係る従事者研修実施状況表（別記様式第10号）
- (22) 育児休業制度について就業規則で定め、労働基準監督署への届出を行っている場合には、

労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し

(23) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定を受けている場合には、その認定証の写し

(24) 常時雇用する労働者の数が100人以下の者であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っているものにあつては、その届出書の写し

(25) 女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている場合には、その認定証の写し

(26) 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱（平成30年2月1日定め）第5条の規定による認証を受けている場合には、その認証書の写し

(27) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期間は、毎年10月1日から10月31日までの間とする。ただし、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるとき又はその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（登録及び競争入札参加資格審査の実施）

**第4条** 知事は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、当該申請書の審査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を除き、名簿に登録するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）のいずれかに該当する者

(2) 前条第1項第3号に規定する建築物衛生法に基づく登録若しくは同項第4号に規定する認定等を受けていない者又は同項第5号に規定する資格を有する職員がいない者

(3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者

(4) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がある者

(5) 宮崎県の県税及び特別法人事業税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がある者

(6) 労働保険料に滞納がある者

(7) 宮崎県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者（当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続又は個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収する旨の誓約を申請日までにしなない者に限る。）、宮崎県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等がいなない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員等が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしなない者

(8) 営業経験年数が1年未満の者

(9) 第7条第1項第1号若しくは第4号の規定により登録を取り消された者で、その取消の日から1年を経過していない者又は同項第2号若しくは第3号の規定により登録を取り消された者で、その取消の日から2年を経過していない者

(10) 宮崎県内に本店、支店又は営業所を有しない者（特定調達契約の締結が見込まれる場合を除く。）

2 前項に規定する競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとし、追加の申請に係るものにあつては、定期の審査の翌年に行うものとする。ただし、特定調達契約の締結が見込まれるものについては、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により名簿に登録し、又は登録しなかつたときは、速やかに申請者に対し清掃業務等競争入札参加資格審査結果通知書（別記様式第11号）によりその旨を通知するものとする。

4 登録の有効期間は、登録の日から次期の定期の審査に基づく登録の日の前日までとする。

（等級格付）

**第5条** 清掃業務及び警備保障業務にあつては、前条第1項の規定により名簿に登録する場合は、別に定める審査要領に基づき等級格付をして登録するものとする。

2 前項の規定による等級格付は、前条第1項の規定により登録することを適当と認めた者の業務遂行能力に応じて、2等級に格付けするものとする。

3 前項の等級に対応する発注の標準となる金額は、別表第1のとおりとする。

（変更等の届出）

**第6条** 登録業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく変更等届出書（別記様式第12号）に変更事項を証する書面の写し（変更があつた場合に限る。）を添えて知事に届け出な

ればならない。

- (1) 住所、商号若しくは名称又は役員の氏名若しくは役名に変更があったとき。
- (2) 登録に係る業務を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 第3条第1項第3号に規定する建築物衛生法に基づく登録又は同項第4号に規定する認定等に変更があったとき。
- (4) 第3条第1項第5号に規定する資格を有する職員に変更があったとき。

(登録の取消し)

**第7条** 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録の有効期間中に第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 登録の有効期間中に第4条第1項第3号に該当することとなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 経営状況が著しく不良となり、競争入札に参加させることが不相当と認められたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、速やかに登録取消通知書（別記様式第13号）によりその旨を当該取消しに係る登録業者に通知するものとする。

(指名基準)

**第8条** 指名競争入札の場合において、清掃業者、警備保障業者、ねずみ昆虫等防除業者又は庁舎・職員宿舎修繕管理業者（以下「清掃業者等」という。）を指名する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 清掃業者及び警備保障業者にあつては、名簿に登録された者で発注する契約金額に対応する等級に格付けされたもの（以下「有資格業者」という。）のうちから指名すること。
- (2) 有資格業者がないときその他必要があるときは、発注の標準となる等級以外の等級に格付けされた名簿に登録された者の中から指名すること。
- (3) 地域の特殊性その他知事が特に必要と認める場合にあつては、前2号の規定にかかわらず名簿に登録された者の中から指名することができること。
- (4) ねずみ昆虫等防除業者及び庁舎・職員宿舎修繕管理業者にあつては、名簿に登録された者の中から指名すること。
- (5) 指名する清掃業者等の数は、3者以上とすること。

(指名停止)

**第9条** 知事は、登録業者が、清掃業務等の委託契約に係る指名競争入札に関して別表第2に掲げる要件に該当する場合は、登録を受けている業務全てにおいて1年間指名しない（以下「指名停止」という。）ものとする。

2 知事は、指名停止を決定したときは、速やかに指名停止通知書（別記様式第14号）によりその旨を当該指名停止に係る登録業者に通知するものとする。

3 知事は、指名停止を受けた登録業者が、現に入札未執行に係る指名を受けている場合は、当該指名を取り消すものとする。

4 指名停止の期間の終期が第4条第4項に規定する競争入札参加資格に係る登録の有効期間の満了の日後であり、かつ、当該登録業者が当該登録の有効期間の満了の日後も引き続き登録を受けている場合にあつては、当該指名停止は、当該指名停止の終期まで引き続き効力を有するものとする。

(一般競争入札参加資格に係る制限)

**第10条** 契約担当者（知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。）は、指名停止を受けた登録業者が当該指名停止を受けている間は、当該登録業者を一般競争入札に参加させてはならない。

(随意契約の相手方の制限)

**第11条** 契約担当者は、指名停止を受けた登録業者が当該指名停止を受けている間は、当該登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等の緊急を要する場合又は取引の相手方が特定され、かつ、他の者に代え難い場合等特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(契約違反等の報告)

**第12条** 清掃業務等に関係する部局の課長又は出先機関の長は、登録業者が別表第2に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに契約違反等報告書（別記様式第15号）を財産総合管理課長へ提出するものとする。

(雑則)

**第13条** この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、昭和54年度に発注する清掃業務又は警備保障業務の委託契約に係る指名競争入札から適用する。

(経過規定)

- 2 昭和53年度の登録申請書の提出期間は、第3条の規定にかかわらず、この告示の公表の日から昭和54年2月10日までとする。

### 附 則 (昭和58年11月18日告示第1333号)

この告示は、公表の日から施行する。

### 附 則 (昭和63年11月18日告示第1297号)

この告示は、公表の日から施行する。

### 附 則 (平成2年7月13日告示第736号)

この告示は、公表の日から施行する。

### 附 則 (平成6年9月1日告示第864号)

この告示は、公表の日から施行する。

### 附 則 (平成8年2月15日告示第181号の2)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の清掃業務等の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱の規定により清掃業者、警備保障業者及びねずみこん虫等防除業者格付名簿に登録されている者は、この告示による改正後の清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定により一般競争入札参加資格者名簿及び指名競争入札参加資格者名簿に登録された者とみなし、その登録の有効期間は、平成8年度に行う定期の審査に基づく登録の日の前日までとする。

### 附 則 (平成9年9月4日告示第893号)

この告示は、公表の日から施行する。

### 附 則 (平成13年1月4日告示第1号)

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成16年 9 月24日告示第527号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成18年 9 月29日告示第598号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成20年 9 月19日告示第706号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成21年 1 月19日告示第24号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成22年 9 月30日告示第666号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成23年 9 月29日告示第802号）

この告示は、平成23年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成24年10月 1 日告示第660号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成26年 9 月25日告示第523号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成30年 9 月27日告示第761号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（令和 3 年 9 月30日告示第723号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（令和 6 年 9 月30日告示第522号）

この告示は、公表の日から施行する。



別表第1（第5条関係）

業務 等級	清掃業務	警備保障業務
A	10,000,000円以上	10,000,000円以上
B	10,000,000円未満	10,000,000円未満

別表第2（第9条、第12条関係）

項目	要件
1 契約違反等に関わる要件	<p>(1) 宮崎県が発注した清掃業務等の委託契約（以下「契約」という。）に係る競争入札において、入札前に提出する調査資料に虚偽の記載をしたこと等により、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 契約に係る競争入札において、落札者となったにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められるとき。</p> <p>(3) 契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>(4) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(5) 契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>
2 贈賄及び不正行為に関わる要件	<p>(1) 役員等又は使用人（役員等以外のものをいう。以下同じ。）が宮崎県又は県内の国の機関、地方公共団体、公社、公団若しくは独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 役員等が県外の国の機関、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(3) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>

	<p>(4) 業務に関し、役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>
<p>3 その他の要件</p>	<p>(1) 役員等若しくは使用人又は登録業者の経営に事実上参加している者が、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>イ 暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>ウ 暴力団関係者と密接な交際等を有していると認められるとき。</p> <p>(2) 登録の有効期間中に第4条第1項第2号又は第3号に該当した場合であつて、第7条第1項第1号又は第2号の規定によりその登録が取り消されないとき。</p> <p>(3) 1の項、2の項並びにこの項の(1)及び(2)に掲げる要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(4) 1の項、2の項及びこの項の(1)から(3)までに掲げる要件に該当する場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>